

岬町行財政集中改革計画

(第4次集中改革プラン)

大阪府 岬町

令和7年3月

目 次

1. 本町を取り巻く状況と課題	P. 1
2. これまでの行財政改革の取組みと実績等	P. 10
3. 今後の重要施策と財政収支見通しの試算	P. 12
4. 改革取組前の財政状況等（普通会計ベース）	P. 15
5. 新たな集中改革プラン策定の必要性	P. 16
6. 第4次集中改革プラン策定に係る基本方針（基本的な事項）	P. 19
7. 第4次集中改革プランの計画期間及び計画目標	P. 22
8. 改革取組後の財政収支見込等（普通会計ベース）	P. 24
9. 行財政改革項目	P. 28
10. 行財政改革の推進体制及び進行管理	P. 29
11. 資料一覧	P. 30

※ 「岬町行財政集中改革計画」については、「集中改革プラン」という。

1. 本町を取り巻く状況と課題

(1) 第3次集中改革プランの成果

第3次集中改革プランの取組みにより、この計画期間中の普通会計の財政収支は黒字に保つことができ、基本目標としていた中長期的な財政収支が均衡する財政基盤の確立については、概ね財政調整基金に依存しない財政運営を行うことができました。また、もう一つの目標としていた財政構造の弾力性の回復については、財政構造を示す指標である経常収支比率や実質公債費比率等の指標は改善傾向が見られたものの、類似団体と比較すると依然高い水準にあるため、引き続き改善に向けた努力を行う必要があるのが現状となっています。

ア、財政収支の状況

第3次集中改革プランの計画期間中の財政収支は黒字決算で推移しています。この財政収支の内容を分析すると、実質的には、第3次集中改革プランの取組みによる効果額や後述する「イ、臨時的な措置の状況」に示す財源により歳入不足額を補填し、黒字決算となっています。

【財政収支の状況】

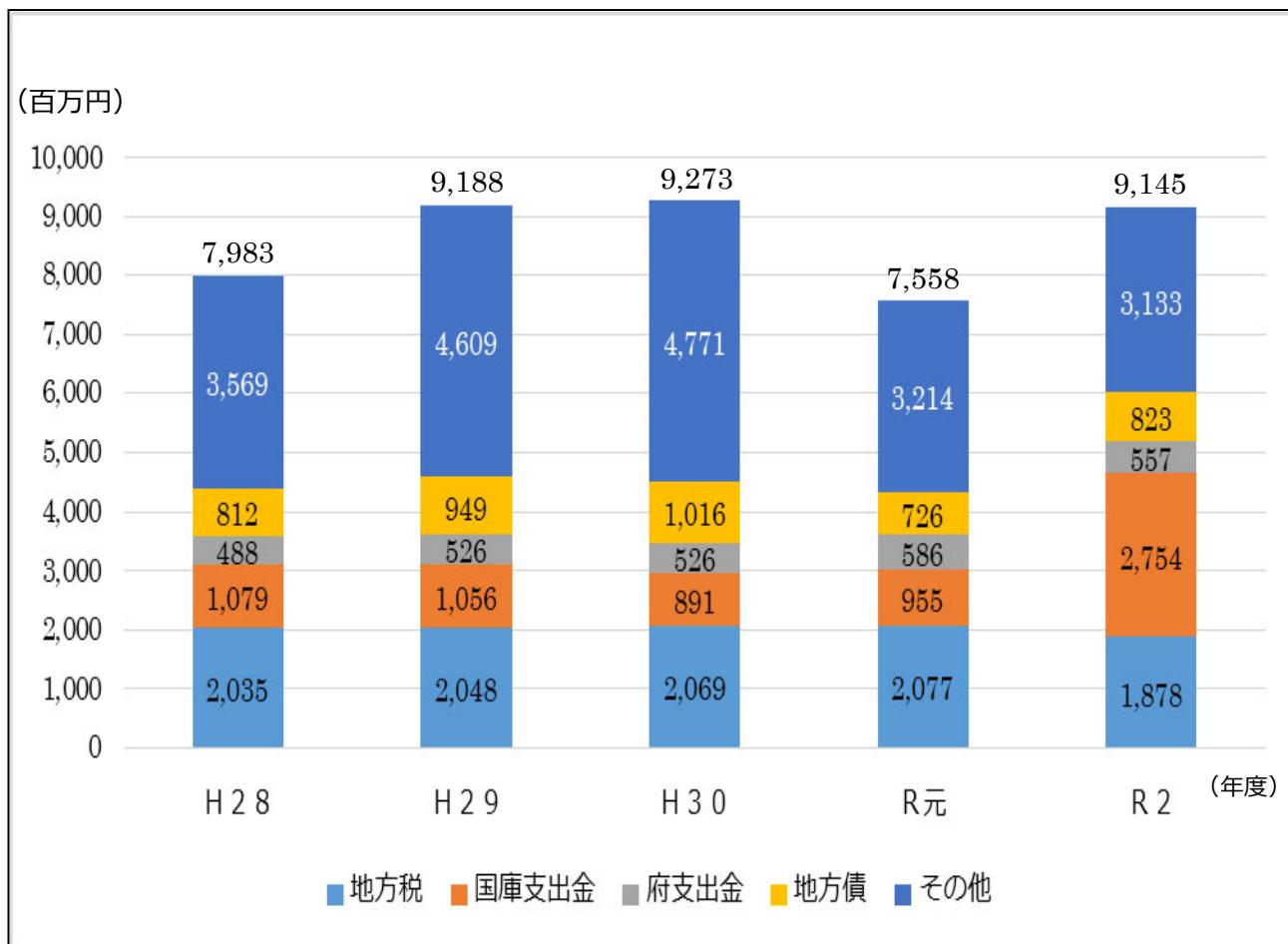
(単位：百万円)

区 分	年 度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
歳 入		7, 983	9, 188	9, 273	7, 558	9, 145
歳 出		7, 916	9, 103	9, 134	7, 468	9, 016
差 引 ①		67	85	139	90	129
翌年度に繰越すべき財源②		12	27	78	26	62
実質収支① - ②		55	58	61	64	67

●第3次集中改革プラン計画期間中の歳入状況

第3次集中改革プラン計画期間中の本町における歳入総額は、増加傾向となっており、国や府からの支出金及び地方債の増減によって年度毎にばらつきがあります。これは平成29年度に町営緑ヶ丘住宅の建替、平成30年度に防災行政無線再整備事業といった大規模な普通建設事業を実施したことが要因となり、歳入が増加し歳入総額が大きくなっています。令和2年度では、新型コロナウイルス感染症の影響から徴収猶予を実施したため地方税が減少し、住民に対する特別定額給付金事業が実施されたことから国庫支出金が大幅に増加し、歳入総額が大きくなっています。

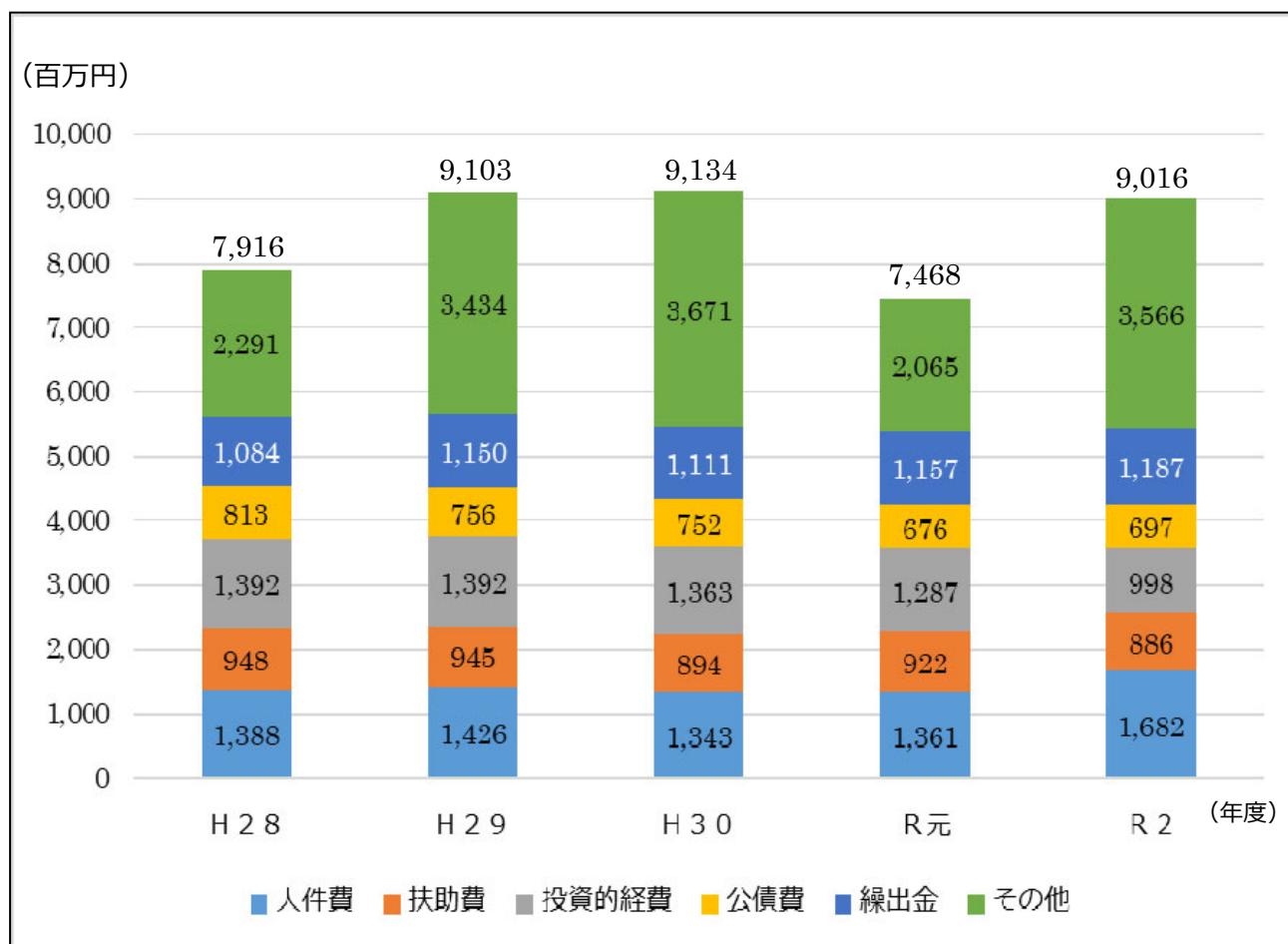
◆第3次集中改革プラン計画期間中の歳入決算額の状況



●第3次集中改革プラン計画期間中の歳出状況

第3次集中改革プラン計画期間中の本町における歳出総額は、歳入同様に増加傾向となっており、前述したような大規模な普通建設事業を実施したことによる投資的経費の増加や会計年度任用職員制度が開始（令和2年度）されたことにより人件費が増加しています。また、平成29年度においては、定年・自己都合退職による退職手当の支出が多かったことから人件費が増加しており、令和2年度では、前述した特別定額給付金事業を実施したことから歳出総額が大きくなっています。今後は、高齢化の進展に伴う医療費等の社会保障費の増加や更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加が予想されます。

◆第3次集中改革プラン計画期間中の歳出決算額の状況



イ、臨時的な措置の状況

第3次集中改革プランの計画期間中（平成28年度～令和2年度）には、前計画同様に固定資産税の超過課税を実施（ただし、超過税率0.1%）しつつ、①中長期的な財政収支が均衡する財政基盤の確立、②財政構造の弾力性の回復という目標を掲げて、改革を推進しました。平成30年度の財政調整基金取崩額のうち2億円は大阪広域水道企業団への長期貸付を行ったことによるものであり、大阪広域水道企業団からの貸付金の償還（令和元年度～令和10年度）により、この2億円は財政調整基金へ積立てを行います。

【臨時的な措置の状況】

（単位：百万円）

区分	年 度	H 1 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
臨時的な措置		6 1 1	1 5 4	1 8 8	3 4 3	8 4	6 6
超過課税分		0	7 9	8 9	8 0	7 9	6 6
基金の取崩し		6 1 1	7 5	9 9	2 6 3	5	0
財政調整基金		3 9 1	3 0	4 5	2 3 0	5	0
公共施設整備基金		1 2 0	4 5	0	0	0	0
地域福祉基金		1 0 0	0	5 4	3 3	0	0

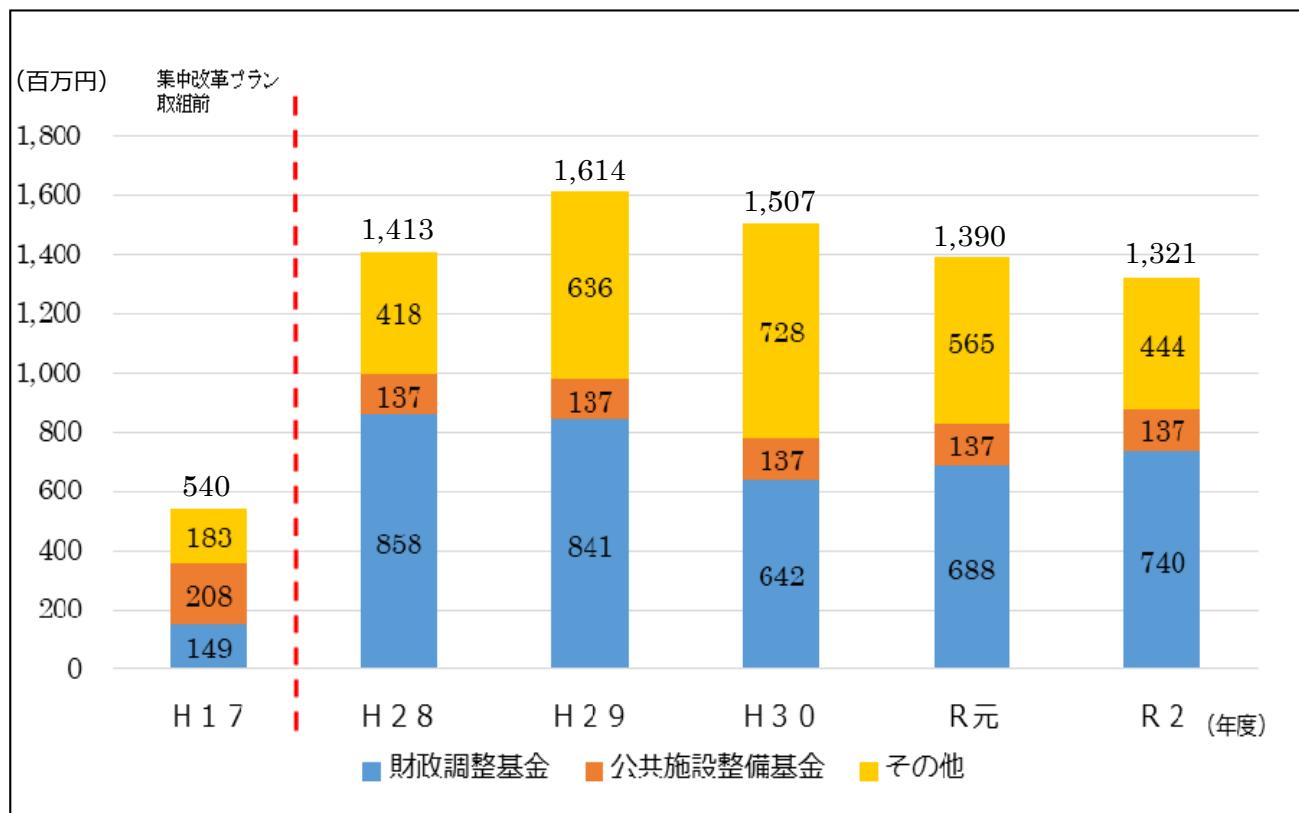
ウ、基金残高の状況

本町の基金年度末残高については、第 1 次集中改革プラン取組初年度（平成 17 年度）末の基金残高は 5 億 4 千万円でしたが、計画期間中は長期に及ぶ行財政改革の取組みにより約 13 億円から 16 億円の間で推移しています。

【基金残高の状況】

(単位：百万円)

区分	年度	H 17	H 28	H 29	H 30	R 元	R 2
財政調整基金		149	858	841	642	688	740
公共施設整備基金		208	137	137	137	137	137
その他の基金		183	418	636	728	565	444
基金合計		540	1,413	1,614	1,507	1,390	1,321



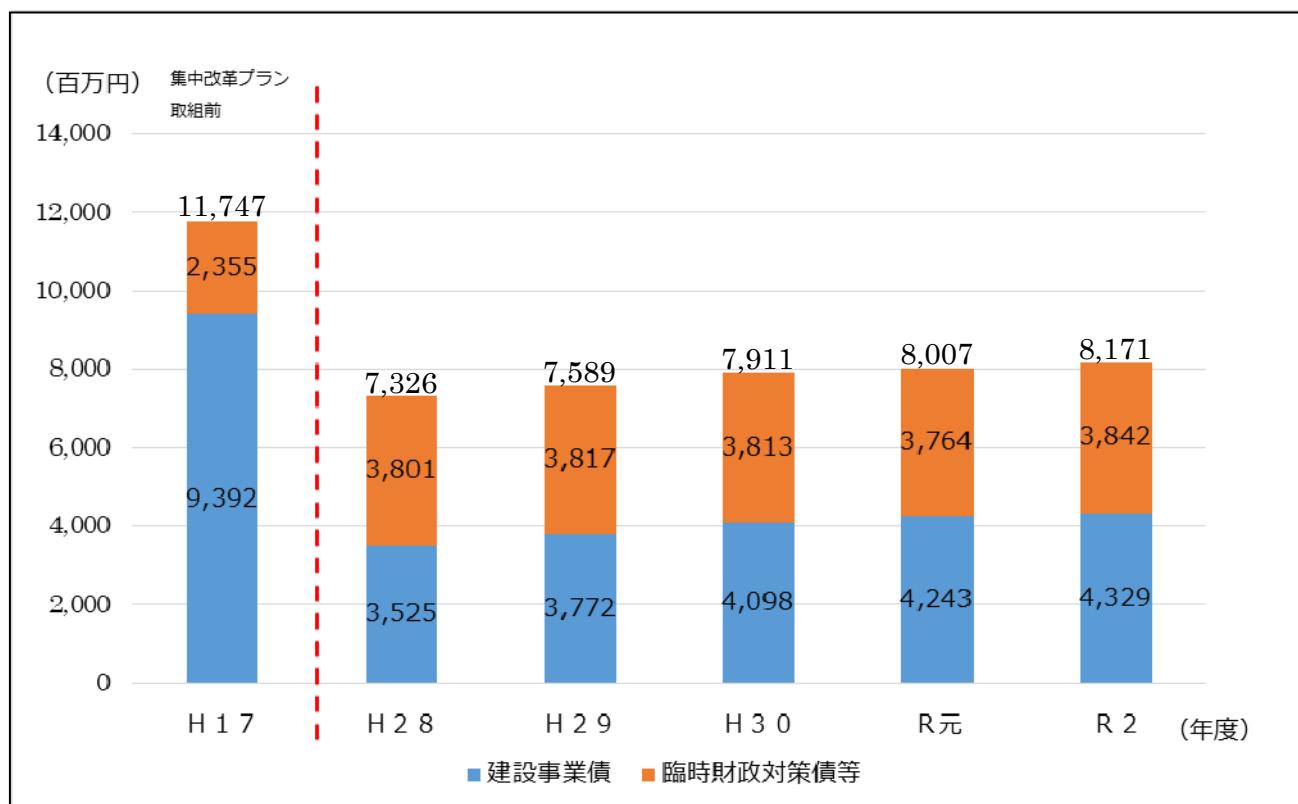
工、起債残高の状況

起債残高については、第1次集中改革プラン取組初年度（平成17年度）末の117億4千7百万円から大きく減少し改善が見られますが、町営住宅建替事業や町道海岸連絡線整備事業等の大規模な投資的事業を実施していることから、近年では起債発行額が元金償還額を上回ることになり起債残高は、増加傾向となっています。

【起債残高の状況】

(単位：百万円)

区分	年 度	H 17	H 28	H 29	H 30	R元	R 2
前年度末残高 A		12,142	7,251	7,326	7,589	7,911	8,007
起債発行額 B		481	812	950	1,016	726	823
元金償還額 C		876	737	687	694	630	659
利子償還額		276	81	69	58	46	38
年度末起債残高 A + B - C		11,747	7,326	7,589	7,911	8,007	8,171



(2) 町税収入の状況

町税収入については、計画期間中では、町税収入の総額は約20億円で推移しておりましたが、令和2年度には前述の新型コロナウイルス感染症の影響から徴収猶予を行ったため前年度と比較し約2億円の減収となりました。また、固定資産税については、未だに地価が下げ止まらない状況となっているため、収入も減少傾向となっています。

なお、行財政改革を進めることにより、令和3年度には、新型コロナウイルス感染症による住民への家計の負担状況を考慮し、0.1%となっていた固定資産税の超過税率を解消し、長期に及んでいた固定資産税の超過課税を撤廃しました。

【町税収入の状況】

(単位：百万円)

区分	年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
町民税		711	719	749	758	753
個人		654	661	681	656	668
法人		57	58	68	102	85
固定資産税		1, 203	1, 214	1, 209	1, 203	1, 008
うち超過課税		79	89	80	79	66
軽自動車税		38	39	41	44	45
町たばこ税		84	76	70	72	72
町 税 合 計		2, 036	2, 048	2, 069	2, 077	1, 878

(3) 経常収支比率及び実質公債費比率の状況

本町の財政構造を示す指標である経常収支比率及び実質公債費比率は改善傾向にあるものの、いずれも類似団体平均を上回っており、財政構造は硬直化した状況にあります。

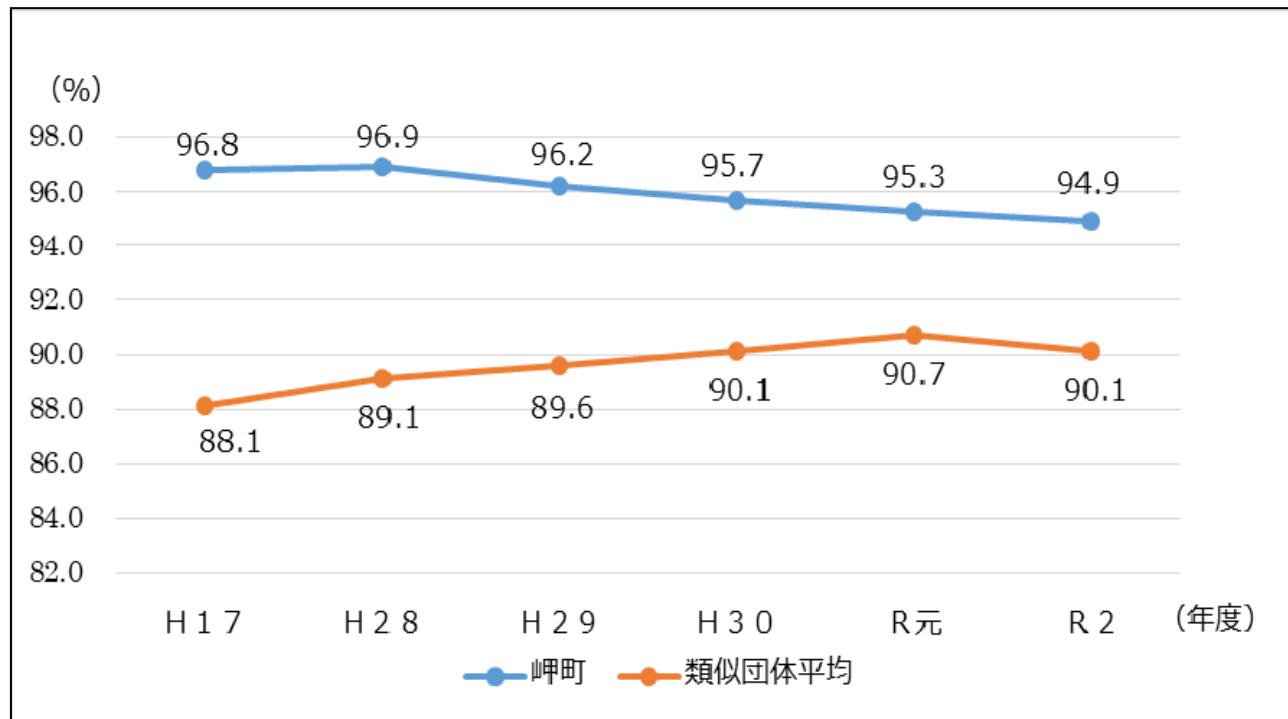
なお、標準財政規模に対する過去に発行した起債の償還額の割合を示す実質公債費比率は減少傾向にあり、公債費負担適正化計画の策定が義務付けられている18%を下回ったものの、依然として高水準にあります。

【経常収支比率及び実質公債費比率の状況】

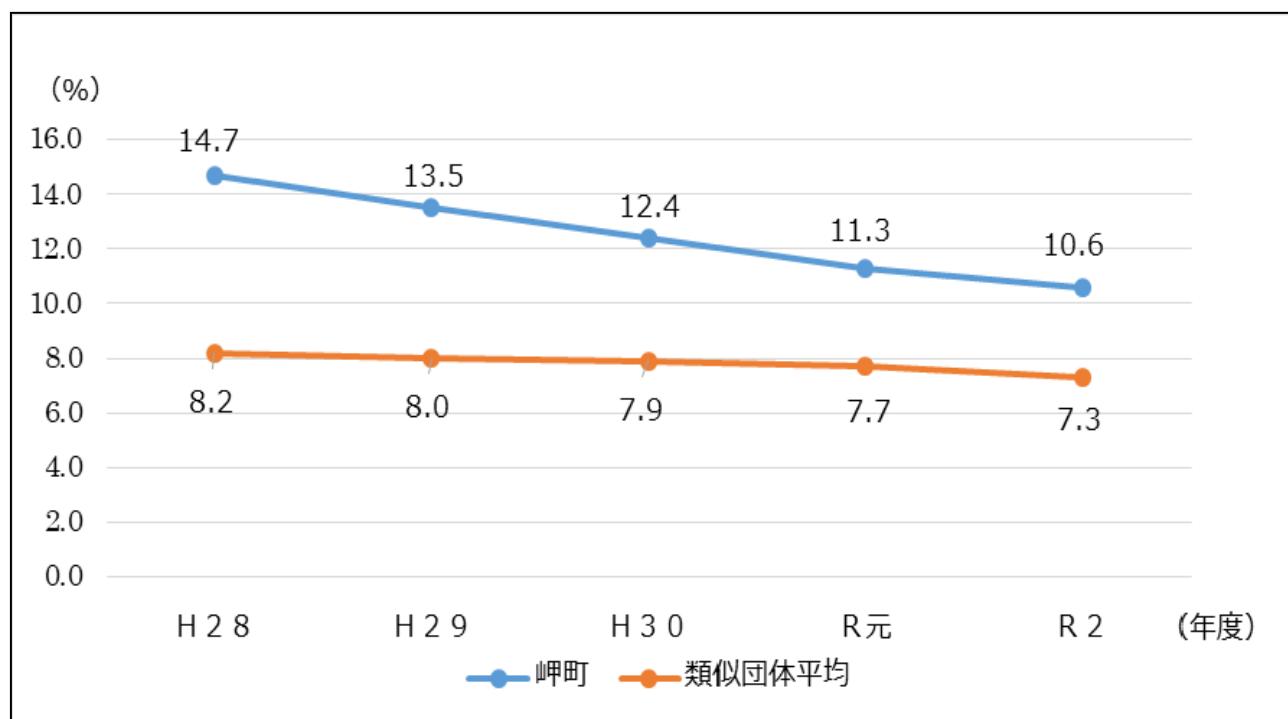
(単位:%)

年 度 区 分	H 1 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
経常収支比率	9 6. 8	9 6. 9	9 6. 2	9 5. 7	9 5. 3	9 4. 9
類似団体平均	8 8. 1	8 9. 1	8 9. 6	9 0. 1	9 0. 7	9 0. 1
大阪府市町村 平均 (政令市除く。)	9 6. 1	9 8. 2	9 7. 5	9 6. 9	9 5. 7	9 5. 7
実質公債費比率		1 4. 7	1 3. 5	1 2. 4	1 1. 3	1 0. 6
類似団体平均		8. 2	8. 0	7. 9	7. 7	7. 3
大阪府市町村 平均 (政令市除く。)		6. 1	5. 0	4. 1	3. 6	3. 4

【経常収支比率の状況】



【実質公債費比率の状況】



2. これまでの行財政改革の取組みと実績等

(1) 行財政改革の取組状況

本町は、これまで平成16年度から次のとおり、行財政改革の方向性を定め、積極的に取組んできました。

- ・平成16年度：行財政改革プランの策定（平成16年度～20年度）
 - ↓ 国の「行革の推進指針」に基づき、再編・整理して
- ・平成17年度：第1次集中改革プランの推進（平成17年度～21年度）
- ・平成23年度：第2次集中改革プランの推進（平成23年度～27年度）
- ・平成24年度：第2次集中改革プランの中間見直し
- ・平成28年度：第3次集中改革プランの推進（平成28年度～令和2年度）
- ・平成30年度：第3次集中改革プランの中間見直し
- ・令和4年度：岬町行財政改革懇談会から第3次集中改革プランの進捗管理

に係る答申

(2) 第3次集中改革プランの実績等

第3次集中改革プランにおいては、第2次集中改革プランでの改革を踏襲しながらも、新たな改革項目にも着手を行い施策・事務事業の見直し、公共施設の見直し、財政基盤の強化、定員・給与の適正化、人事制度の見直し等、後述の7区分において26項目の改革に取組み、このプランにおける目標効果額を上回る改革効果額を得ております。

しかし、未収債権の徴収強化を図り財源を確保することを優先することから、受益者負担の適正化等の一部の改革項目では、実施に向け、引き続き検討していく必要があります。

【第3次集中改革プランの実績等】

(単位:百万円)

改革区分	年 度	H 2 8 効果額	H 2 9 効果額	H 3 0 効果額	R元 効果額	R 2 効果額	主な改革項目
1 施策・事務事業の見直し		13	22	48	63	67	○民間委託における委託料の積算根拠等の見直し ○住民情報システム等について、可能な限り継続使用を行い経費削減 ○事業抑制による下水道事業特別会計繰出金の削減
2 公共施設の見直し		0	3	11	11	11	○既存施設の統廃合による経費削減
3 財政基盤の強化		227	621	461	136	92	○町税の徴収率(現年 99.4%・滞納 25.0%)、国保の徴収率(現年 96.2%・滞納 11.0%)を目指す ○受益者負担の適正化を図る ○余剰地の売却、ふるさと納税の確保
4 定員・給与の適正化		15	33	33	33	32	○特別職の報酬 15%のカット ○一般職の給与 2%のカット ○管理職の手当 30%のカット
5 人事制度の見直し		1	4	13	9	9	○再任用職員・臨時職員の配置基準の見直し
6 公債費比率の引き下げ		—	—	—	—	—	○実質公債費比率の引き下げ
7 行財政状況の公表・住民との協働の推進		—	—	—	—	—	○行財政改革懇談会の開催、予算・決算・財政状況の見える化の取組み等の岬町HPや広報紙への掲載
合 計		256	683	566	252	211	

※このプランにおける効果額については、原則として平成27年度を基準とした各年度の効果額を表しております。

3. 今後の重要施策と財政収支の試算

(1) 今後必要となる重要施策

ア、地方創生と人口減少

第5次岬町総合計画に掲げるまちの将来像を実現するため、少子高齢化や人口減少等の課題に対応したまちづくりのための4つの基本方針に基づき重要な施策を推進します。特に人口減少については、本町が抱える重要課題となっており、課題解決につながる地方創生に取組むため令和6年4月「岬町デジタル田園都市構想総合戦略」を策定しました。加えて、令和3年4月施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により本町が過疎地域として公示されたため、「岬町過疎地域持続的発展計画」を策定し、地域の持続的発展の基本方針を定めました。これらに基づき、本町の魅力向上となる施策、人口減少の抑制を図る移住・定住施策や本町への来訪者を増やし地域の活力推進を図る交流施策等に取組む必要があります。

イ、高齢化と少子化対策

本町は大阪府域で最も高齢化が進んでいる自治体の一つであり、令和5年6月時点での高齢化率は39.9%となっています。今後も高齢化が進むことに伴い介護保険制度や後期高齢者医療制度の運営に要する経費及び医療費に係る法定繰出金の増加が見込まれるものの、高齢者人口は、減少傾向に転じることが予想され、これらの状況に的確に対応する必要があります。

一方、平成25年から平成29年の5年間における本町の合計特殊出生率は、1.14%と全国平均の1.43%に比べて低い状況にあることから、移住・定住促進等のための地方創生総合戦略事業や子育て支援策として子ども医療費助成制度の拡充を行ってきました。今後も、引き続き少子化対策について取組む必要があります。

ウ、安全・安心対策への対応

近年、被害が甚大化している集中豪雨や台風・地震等による自然災害に備え、国の国土強靭化基本計画に基づき、本町においても住民の生命と財産を守る道路・河川・水路・ため池等のインフラの整備や避難所に指定されている施設等の環境改善・機能強化を進めていく必要があります。また、新たにデジタル等の新技術による国土強靭化施策の高度化も掲げられており、国・府と共にいち早く情報を発信・共有することにより事前防災や地域防災の充実・強化を図る必要があります。

加えて、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓と課題を踏まえ、避難・支援活動に不可欠な交通ネットワークの構築を更に強化する必要があります。

工、公共施設の統廃合を含む施設の適正管理

本町の公共施設は、令和4年9月に策定した「岬町公共施設等総合管理計画」に示されているように、建物については、昭和50年代の前半にかけて建築された施設が多く、今後20年間に、耐用年数を迎えることから人口減少等を踏まえ、未利用施設の売却や施設の複合化・多機能化を進めることにより、維持管理費の削減を図りつつ、一方で、長寿命化を必要とする公共施設については、長寿命化計画を策定し改修することでライフサイクルコストの削減を図り、公共施設の適正な管理を行う必要があります。

オ、事務事業の効率化と住民サービスの利便性の向上

デジタルの力を活用した社会課題の解決・魅力の向上として、観光、教育、医療、介護やこども政策等の様々な分野におけるデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進することにより、令和4年3月に策定した「岬町DX基本計画」に掲げる「利便性が実感できるデジタル社会の実現」、「誰もが参加できるデジタル社会の実現」、「新しい価値を生み出すデジタル社会の実現」に取組む必要があります。

力、環境に配慮したまちづくり

本町は、令和4年3月に「岬町ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、省エネルギー設備の導入促進や地球環境負荷の少ないエネルギーへの変換等、国が掲げるグリーン・トランスフォーメーション（以下「GX」という。）を推進し、本町の豊かな自然を守り、良好な環境を次世代へ引き継ぐため、公共施設への太陽光発電設備等の導入や省エネ改修等により、二酸化炭素排出量の削減による脱炭素化の推進や省エネルギー化による維持経費の削減に取組む必要があります。

（2）財政収支の試算

前述の「今後必要となる重要施策」を踏まえて、今後の本町を取り巻く環境の変化に伴う住民ニーズに則した行政サービスの提供や安全・安心のための事業の取組み等の財政需要に対して、本町は、的確に対応することができる状況にあるのか、また、引き続き、財政収支及び財政構造を改善し、持続可能な財政運営を行うことができるのか等を判断するため試算を行います。しかし、財政収支を試算する上で、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアのウクライナ侵攻による物価高騰の影響等、社会経済情勢を的確に把握し財政収支に反映することは容易でないことから、試算条件には含めないこととします。よって、財政収支見通しの試算については、令和5年度までの決算及び現時点の行財政に係る制度が継続されると仮定し、各種統計指標を基礎に、令和10年度までの5ヶ年間の財政収支を試算することとします。

4. 改革取組前の財政状況等（普通会計ベース）

（1）改革取組前の財政収支の見通し

改革取組前の普通会計ベースにおける今後の財政収支の見通しは、現行の行政サービスを維持しつつ、今後、町道西畠線整備事業や町道舗装修繕事業、町営住宅長寿命化事業等の資料一覧「(4) 主な投資的事業（予定）一覧」を行った場合、令和6年度からの財政収支は赤字となり令和10年度には6億7千7百万円の累積赤字となる見通しです。

【改革取組前の財政収支の見通し】

(単位：百万円)

年 度 区 分	R6	R7	R8	R9	R10
歳 入	7,779	7,892	7,774	7,373	7,401
歳 出	7,904	8,085	7,904	7,474	7,529
差引（実質収支）	▲125	▲193	▲130	▲101	▲128
累積赤字額	▲125	▲318	▲448	▲549	▲677

（2）改革取組前の経常収支比率及び実質公債費比率の見通し

町税等の一般財源の減少により、経常収支比率は、徐々に硬直化が進む見通しです。しかし、実質公債費比率については、令和6年度以降、緩やかに減少する見通しですが、今後の投資的事業の状況により変動すると考えられます。

なお、今後、新たな防災対策や施設の長寿命化等の事業（以下「防災等事業」という。）を実施する必要が生じた場合には、当該事業に係る起債の発行により実質公債費比率が増加することも考えられることから、そのような場合においては、公債費負担適正化計画の策定が義務付けられている18%を下回るよう事業選択することも考慮する必要があります。

【改革取組前の経常収支比率及び実質公債費比率の見通し】

(単位：%)

年 度 区 分	R6	R7	R8	R9	R10
経常収支比率	96.6	98.7	98.3	97.6	98.1
実質公債費比率	11.0	10.2	8.9	8.2	7.8

5. 新たな集中改革プラン策定の必要性

ア、本町は、平成17年度から21年度の第1次集中改革プラン、平成23年度から27年度の第2次集中改革プラン、平成28年度から令和2年度の第3次集中改革プランに基づき、15年間にわたる事務事業や組織体制等の改善・改革に取組み、目標効果額を上回る改革効果額を得ました。

しかし、変化の激しい社会・経済状況や少子高齢化の影響を受け、集中・重点的な改革への取組みにもかかわらず、本町の財政状況は依然、非常に厳しい状況にあることに変わりはありません。

今後は、少子高齢化に伴い歳入においては、人口減少等による町税収入の減少することに加え、人口は、交付税の算定基礎となっていることから交付税額の減少することが懸念されます。

また、歳出においても医療費等に係る扶助費や繰出金が増加する傾向にあり、財政収支の改善を圧縮している状況です。

このような状況等に対応できるよう引き続き改革に取組むことにより、中期的な財政収支を確保し、住民ニーズに則した行政サービスの提供や行政の役割を十分に果たす必要があります。

イ、岬町行財政改革懇談会からの第3次集中改革プランの進捗管理に係る答申（令和4年6月）において「第1次から第3次までの3回に亘る行財政改革を着実に進め、固定資産税の超過課税を撤廃し、住民負担の軽減も進めてきたことは評価できる。」とし一定の行革成果を認めているものの、「効果額の多くはふるさと納税に起因するところが大きく、財源として過度に期待できるものではないこと、新型コロナウイルス感染症等の影響による今後の社会経済の見通しが不透明であること、人口減少と土地価格の下落により収入の根幹である町税が減少していること、高齢化による社会保障経費や公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加が見込まれ、更に厳しい財政状況に陥ることも予想される。」との厳しい意見も述べられています。

こうした状況を踏まえ、第3次集中改革プランに引き続き、持続可能で安定した財政基盤や組織体制の構築を目指す新たな第4次集中改革プランを策定することとします。

ウ、第3次集中改革プランの計画期間終了後の令和3年度から令和5年度の決算状況、経常収支比率及び実質公債費比率、町税収入の状況については、下記の表のとおりです。決算状況の実質収支については、黒字を維持することができましたが、基金残高は、令和5年度末では8億7千3百万円となり、令和2年度末の残高と比べると4億4千8百万円減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の大きな影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格・物価が高騰したことから、本町では、町民の負担軽減、新たな負担を求めるないという観点により町民の暮らしや事業者の経済活動を守るための施策として、固定資産税の超過課税の撤廃、働く世代への商品券配布、保育所に通所する課税世帯の0～2歳児の第1子保育料の半額軽減等を実施したものによるものです。今後は、防災等事業の臨時的な財政需要に的確に対応できるよう基金残高を確保する必要があります。

次に、経常収支比率については、約9.5%で推移しており、実質公債費比率については、防災行政無線再整備事業等の過去に発行した大規模な事業の起債の元金償還が開始されたことにより上昇しているため抑制する必要があります。

また、町収入の根幹をなす町税収入の町民税については、人口減少や景気の動向により変動しています。一方で固定資産税については、前述にもあるとおり地価の下落により減少が続いているため、新たな財源を確保する必要があります。

【令和3年度から令和5年度の決算状況】

(単位：百万円)

年 度 区 分	R2 (再掲)	R3	R4	R5
実質収支	67	72	77	81
基金残高	1,321	1,396	1,072	873
起債残高	8,171	7,871	7,586	7,284

【令和3年度から令和5年度の経常収支比率及び実質公債費比率】

(単位：%)

年 度 区 分	R2 (再掲)	R3	R4	R5
経常収支比率	94.9	94.7	94.9	94.6
実質公債費比率	10.6	10.5	11.1	11.6

【令和3年度から令和5年度の町税収入の状況】

(単位：百万円)

年 度 区 分	R2 (再掲)	R3	R4	R5
町民税	753	721	717	735
個人	668	647	650	664
	85	74	67	71
固定資産税	1,008	1,096	1,000	985
うち超過課税	66	0	0	0
軽自動車税	45	47	48	48
町たばこ税	72	74	77	73
合 計	1,878	1,938	1,842	1,841

※令和3年度の固定資産税等の增收については、新型コロナウイルス感染症の影響の
軽減策として行われた徴収猶予分が収入されたことによるものです。

6. 第4次集中改革プラン策定に係る基本方針（基本的な事項）

（1）行財政改革に向けた基本的な考え方

ア、行財政改革に向けた基本的な考え方は、これまで取組んできた第3次集中改革プランでの改革を踏襲しつつ、単年度における財政収支の黒字を目指すのではなく中長期的な財政収支バランスの確保を目指します。なお、第3次集中改革プランで未着手となっている項目についても、今後の改革項目として、その改革の方向性や推進内容を可能な限り第4次集中改革プランに盛り込むこととします。

イ、地域の活性化に取組む第5次岬町総合計画に掲げる「みんなでつくる恵み豊かな温もりのまち“みさき”」を実現するため令和6年度から総合計画に盛り込まれた事業を限りある財源の中で効果的・効率的に実施する必要があることから第4次集中改革プランとの整合性を図ります。

ウ、地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、普通会計、特別会計、企業会計及び一部事務組合も反映した財政指標で地方公共団体の財政状況の健全度が判断されることから、町が有する特別会計及び企業会計についても計画に盛り込むこととします。

エ、「岬町公共施設等総合管理計画」や平成29年度から導入している「統一的な基準による地方公会計」を活用し、他の類似団体との財政状況や固定資産台帳、施設保有状況等を比較することにより特徴を捉え、課題把握し、施設の維持管理経費の削減や施設のあり方を検討します。

（2）行財政改革を実現するための意識改革等

行財政改革項目を具体化するには、改めて全ての事務事業について点検・評価を行い、改善・改革が必要と認められた事務事業については、今後のあり方や事業展開の方向性を示す必要があります。また、町行政の全体像を把握し、新たな施策に積極的に対応できるよう人事研修等を行い、職員一人ひとりの能力を高めます。加えて、的確な事務量調査を行うことにより職員の適正配置に努めることで、効率的な組織体制を目指します。

（3）民間の活力を活かす行財政運営

住民ニーズに的確に対応し、民間の活力を活かすことにより効果的・効率的な事務執行ができると判断された事業については、引き続き外部への委託や指定管理者制度の導入を進め、積極的に民間ノウハウや人材を活用する取組みを進めることとします。また、今後、見込まれる公共施設の省エネルギー改修については、光熱水費の削減効果の差額で必要となる改修費を賄う事業手法である E S C O 事業（Energy Service Company）の導入を検討します。

（4）地方分権・広域化に対応した行財政運営

地方分権の進展に的確に対応し、本町の行政運営体制の基盤を強固にしていく必要があります。また、大阪府における地方分権・広域化の推進へ対応するため近隣市町と共同で処理をすることが効果的・効率的にサービス提供できると判断する事業については、共同事業の実施や広域連携を積極的に進めていくこととします。

（5）協働の理念を活かした行財政運営

ア、今後の行政運営には行政のみならず、住民・コミュニティ組織・N P O ・事業者等岬町で暮らす、支える、働く多様な自立した主体が互いの自主性を尊重し、連携・協力して「新たな公共」として、サービス提供の担い手に参画していただくための仕組みづくりを目指します。

イ、地域の課題や特性を踏まえながら、住民の多様なニーズに迅速かつ的確に対応するため、行政と様々な主体が協働して住民の力や知恵を活用することができる質が確保された公共サービスの提供を目指します。

（6）透明性の高い公正な行財政運営

本町の施策や事業を円滑に推進するためには、何よりも全ての住民に信頼・安心される行財政運営を行う必要があります。そのため、直接住民や当事者等へ語りかける「住民説明会」や「懇談会」を必要に応じて開催することとします。また、町の広報紙やホームページ等による情報発信・提供を充実させるとともに、各種審議会等の公開、パブリックコメントの募集、情報公開制度の更なる推進等の取組みにより、行政の意思形成や進捗状況の過程を明らかにし、住民にとって透明で、わかりやすく、公正な行財政運営を引き続き進めていくこととします。

(7) DX・GXを活かした行財政運営

デジタルの力を活用し事務事業の効率化と住民サービスの利便性の向上を目指すとともに、公共施設への省エネルギー設備の導入等により脱炭素化を推進することで、二酸化炭素排出量の削減や消費エネルギーの削減に取組みます。

7. 第4次集中改革プランの計画期間及び計画目標

(1) 計画期間

第1次から第3次までの集中改革プラン同様、令和6年度から10年度までの5ヶ年間を見据えた計画期間とします。

(2) 計画の基本目標

ア、中長期的な財政収支が均衡する財政基盤の確立

行政として果たすべき役割を踏まえ、住民が求めるサービスに取組みながら、町の活性化や地方創生の取組みを行うことにより「まちの価値」を高める施策を推進しながら、中長期的な財政収支バランスの確保を目指します。

イ、財政構造の弾力性の回復

職員定員管理計画に基づく人件費の適正化や岬町公共施設等総合管理計画に基づく施設の統廃合を行うことにより、維持管理経費等の毎年経常的に支出する経費の抑制、削減を行い、財政構造全般の弾力性を示す「経常収支比率」の改善を目指します。

(3) 歳入部門での主な目標

ア、住民を取巻く環境を考慮した適切な受益者負担のあり方を検討します。

イ、未収債権の適切な徴収により納税者間の公平性を確保します。

ウ、ふるさと納税等による歳入の確保により財政基盤の拡充を図ります。

エ、自治区要望等に係る新たな施設等の設置については、財産区との協議のうえ財源の確保を図ります。

オ、未利用の財産等について、積極的な売却を図ります。

カ、企業誘致等を推進し、新たな収入の確保と地域雇用の拡大を図ります。

キ、投資的事業の財源として過疎対策事業債をはじめとした地方交付税算入措置があり実質公債費比率への影響が少ない地方債の活用を図ります。

(4) 歳出部門での主な目標

- ア、計画期間中に全ての事務事業を点検し、「無駄を洗い出す」ことによる歳出の抑制を図ります。
- イ、効率的な組織体制を目指すために会計年度任用職員の適正配置及び職員定員管理計画を策定します。
- ウ、「まちの価値」を高める施策の実施を優先しつつ、実質公債費比率を抑制し、投資的事業の実施時期及び事業内容の検討を行います。

8. 改革取組後の財政収支見込等（普通会計ベース）

（1）改革取組後の財政収支の見込み

第4次集中改革プランによる行財政改革の取組み後の財政収支の見込みは、次のとおりです。

行財政改革に取組みながら、資料一覧「(4) 主な投資的事業（予定）一覧」を行った場合の財政収支見込みは、投資的事業に充当する国・府補助金等の特定財源を確保することにより地方債の発行額や一般財源を抑制します。併せて、この改革プランに盛り込む行財政改革項目を着実に推進することにより改革効果額を確保できた場合には、各年度にはばらつきがあるものの、中長期的には、財政収支の黒字が見込まれます。

【改革取組後の財政収支の見込み】

(単位：百万円)

年 度 区 分	R6	R7	R8	R9	R10
(再掲) 改革取組前の実質収支 (A)	▲125	▲193	▲130	▲101	▲128
行財政改革により生まれる効果額 (B)	103	216	198	230	248
差引実質収支額 (C) = (A+B)	▲22	23	68	129	120

(2) 改革取組後の経常収支比率及び実質公債費比率の見込み

第4次集中改革プランによる行財政改革に取組み後の経常収支比率及び実質公債費比率は、職員の定年退職による退職金等の経常経費充当一般財源の増加により経常収支比率が上昇する年度もありますが、徐々に改善される見込みです。しかし、経常収支比率は、府内の自治体と比較して高い状況にあり、引き続き、財政構造の改善に取組む必要があります。

なお、実質公債費比率については、起債の償還額が減少する見込みであるため、令和10年度までは、資料一覧「(4) 主な投資的事業（予定）一覧」の実施に伴い発行する地方債の増加要因を考慮しても、実質公債費比率は徐々に改善するものと見込まれます。今後、新たな防災等事業を実施する必要が生じた場合には、当該事業に係る起債の発行により実質公債費比率が増加することも考えられることから、引き続き将来に渡る実質公債費比率の状況を見据えて、投資的事業の実施時期等を見直す必要があります。

なお、そのような場合においては、公債費負担適正化計画の策定が義務付けられている18%を下回るよう事業選択します。

【改革取組後の経常収支比率及び実質公債費比率の見込み】

(単位：%)

年 度 区 分	R6	R7	R8	R9	R10
経常収支比率	94.5	94.4	94.3	93.0	93.1
実質公債費比率	11.0	10.1	8.9	8.2	7.8

(3) 改革取組後の基金残高の見込み

第4次集中改革プランの取組みにより、財政収支が黒字となった決算剰余金については、財政調整基金に積立てを行い、安定した財政運営を行えるようにします。

【改革取組後の基金残高の見込み】

(単位:百万円)

年 度 区 分	R6	R7	R8	R9	R10
財政調整基金	301	324	392	520	640
公共施設整備基金	65	35	35	35	35
その他の基金	418	415	422	426	428
合 計	784	774	849	981	1,103

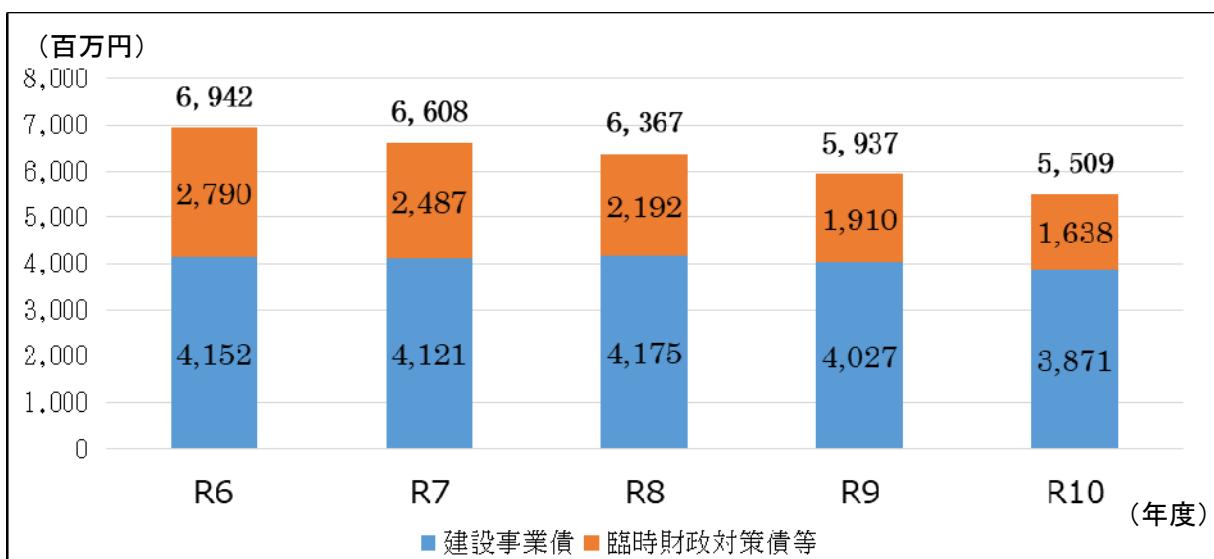
(4) 改革取組後の起債残高の見込み

起債の残高については、現時点での既発行分に資料一覧「(4) 主な投資的事業(予定)一覧」の起債発行額を加えた場合、令和6年度以降減少する見通しとなっております。しかし、新たな防災等事業を行う必要が生じた場合には、その事業内容を精査し、財政状況に応じた進め方を検討する必要があります。なお、改革取組前後の起債残高については変動がないものと見込んでいます。

【改革取組後の起債残高の見込み】

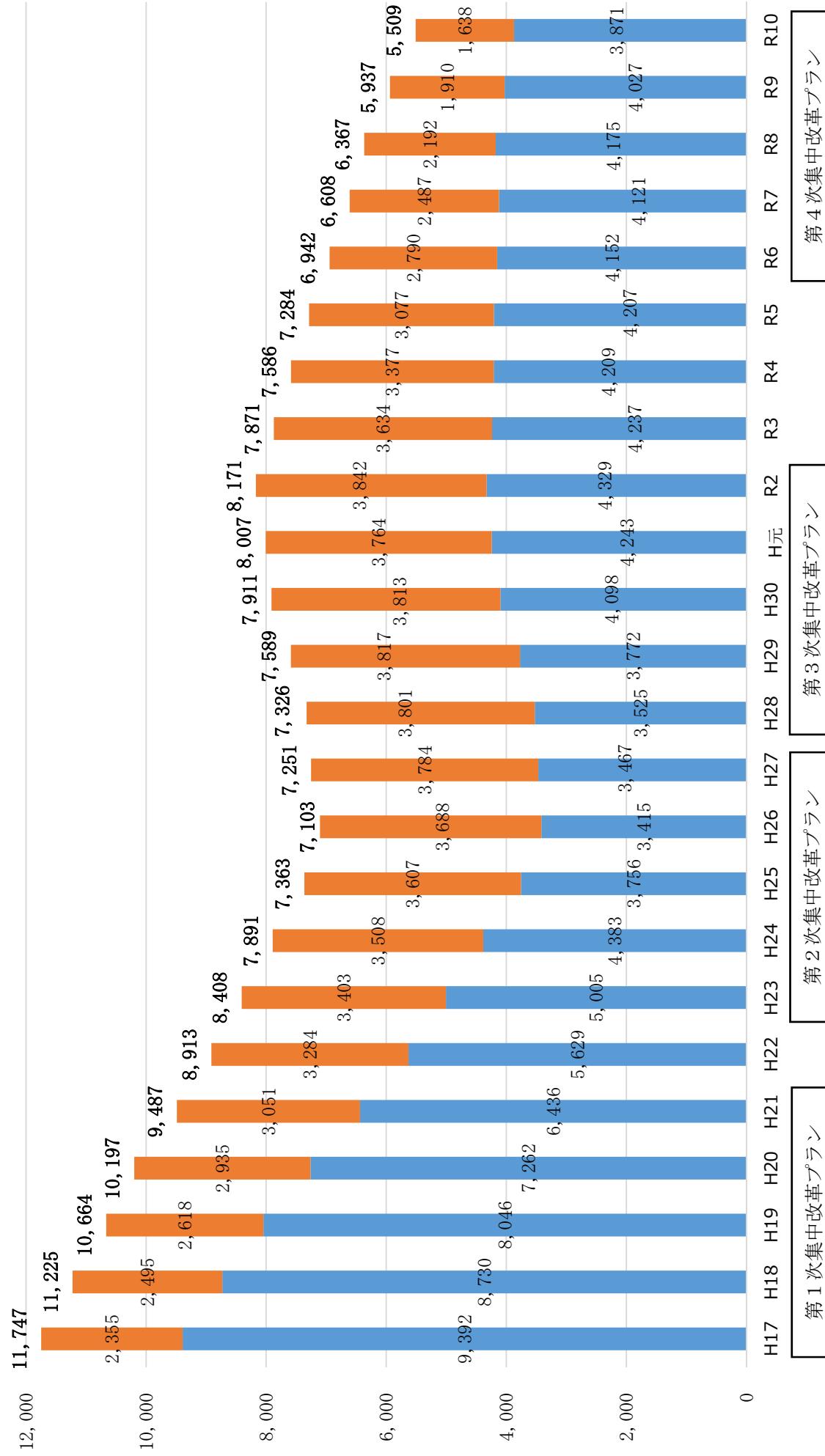
(単位:百万円)

年 度 区 分	R6	R7	R8	R9	R10
年度末残高	6,942	6,608	6,367	5,937	5,509



参考：岬町行財政集中改革計画期間における地方債残高の推移

(百万円)



9. 行財政改革項目

第4次集中改革プランの計画期間の令和6年度から令和10年度中に実施を予定する行財政改革項目及びその改革効果見込額（令和5年度決算を基準とした計画期間中の年度ごとの効果額をいう。）については、資料一覧「（1）行財政改革項目一覧」のとおりです。

なお、今後もこうした行財政改革項目の実施にあたっては、改革内容や実施時期の変更も考えられます。加えて、本町の厳しい財政状況を改善するためには、更なる行財政改革が必要となることが考えられることから、毎年、改革効果額を検証し、改革内容の見直しや新たな改革項目の追加等絶え間ない行財政改革に取組むこととします。

【改革区分ごとの改革効果見込額】

(単位：百万円)

区 分	R6	R7	R8	R9	R10
1. 施策・事務事業の見直し	17	14	14	13	14
2. 公共施設の見直し	1	1	1	1	1
3. 財政基盤の強化	72	124	105	124	149
4. 定員・給与の適正化	13	42	43	57	49
5. 人事制度の見直し	0	35	35	35	35
6. 公債費比率の引下げ	–	–	–	–	–
7. 行財政状況の公表・住民との協働の推進	–	–	–	–	–
合 計	103	216	198	230	248

10. 行財政改革の推進体制及び進行管理

(1) 行財政改革の推進体制

第4次集中改革プランで定める改革項目の推進については、「岬町行財政改革推進本部」を中心として、全庁的な体制のもと、全部局、全課が全力を傾注し改革項目に取組むとともに、その取組み状況については、適宜、町議会への報告、町の広報やホームページを通じて積極的に公開に努めます。

また、第4次集中改革プランの策定にあたり参画していただいた「岬町行財政改革懇談会」に対し、計画策定後も引き続き行財政改革の実施状況等について意見、助言等を求ることとします。

(2) 総合計画等との連動及び事務事業評価の実施

「第5次岬町総合計画」に基づく岬町デジタル田園都市構想総合戦略等を着実に進めるため、第4次集中改革プランにおいて、財政的な裏付け、事業の緊急性、効果等の検証を行うとともに、統一的な基準による地方公会計の財務書類等を積極的に活用し、事務事業の計画、執行、成果の評価を行う事務事業評価の取組みを図り、計画的、効率的な行財政運営に努めます。

(3) 住民等と一体となった改革への取組み

第4次集中改革プランの実現には、町行政だけではなく第3次集中改革プラン同様に住民の皆様のご理解とご協力を得たうえで、住民、議会、行政が一体となって改革に取組むことが必要となっています。このことを再認識したうえで行財政改革を進めます。

1.1. 資料一覧

- (1) - 1 行財政改革項目一覧<目標効果額を定めているもの>
- (1) - 2 行財政改革項目一覧<目標効果額を定めていないもの>
- (2) 今後の財政収支見通しに関する算出基礎
- (3) 今後の財政収支見通し額（改革前）
- (4) 主な投資的事業（予定）一覧
- (5) 今後の公債費の推移に関する資料
- (6) 項目別目標徴収率一覧（年度別）
- (7) 用語の解説

(1) — 1 行財政改革項目一覧く目標効果額を定めているもの>

1. 施策・事務事業の見直し

(1) 施策・事務事業の見直し

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール(年度)				目標効果額 (百万円) 6~10年度	
			効果額(百万円)		R6	R7	R8	
			実施	実施				
1 OA経費の再点検 【デジタル推進課】	システムの安全運用を図りながら経費の見直しを図る。	現在導入済みとなっているシステムや機器について、制度の改正状況等を踏まえつつ、継続使用が可能なもののについては、更新を先延ばしにすることと経費削減を図る。	0.4	1.5	0.8	1.2	2.0	5.9
2 各種計画策定業務の見直し 【各課共通】	各種計画策定業務について見直しを図る。	定期的な計画について、コンサルティング業者への外部委託に依存せず、職員自身が積極的に計画策定を行いう。また、成果品のバーバレース化を進める。それにより職員のスキル向上及び経費の削減を目指す。	1.0	1.2	1.2	0.2	1.2	4.8
3 デジタル化DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進 【デジタル推進課】	現在も進めているデジタル化の拡充を図る。	デジタル化の推進について、「岬町DX基本計画」が令和7年度に終期を迎えることから、新たなDX計画の策定を進め、行政事務の更なる効率化・住民サービスの向上に取組む。	1.0	1.5	1.5	1.5	1.5	7.0
4 予算編成の見直し 【各課共通】	歳出予算の抑制を図る。	職員一人一人が、限られた予算で「量少の経費で最大の効果」を意識し予算を編成することで、職員全体会の意識改革につなげるとともに歳出予算の抑制を図る。	14.5	10.0	9.9	9.7	9.6	53.7
5 公共施設におけるGX(グリーン・トラニスフォーメーション)の推進 【各課共通】	公共施設における太陽光発電設備等の導入や省エネ改修により脱炭素化を進める。	エネルギー消費の大きい公共施設において、脱炭素に向けて太陽光発電設備の設置やLED照明・高効率空調設備の導入等を検討し、コストパフォーマンスの優れた施設への導入に取組む。	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5

2. 公共施設の見直し

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール(年度)				目標効果額 (百万円) 6~10年度	
			効果額(百万円)		R6	R7	R8	
			検討	実施				
6 既存施設の統廃合の検討 【各課共通】	住民票・印鑑登録証明書発行コーナーのあり方の検討	利用者の推移等を見据えた上で、住民票・印鑑登録証明書発行コーナーの廃止を実施する。	—	0.8	0.8	0.8	0.8	3.2

3. 財政基盤の強化

(1) 未収債権の徴収率の向上

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性		見直しの概要		実施年度スケジュール(年度) 効果額(百万円)				目標効果額 (百万円) 6~10年度	
				R6	R7	R8	R9	R10			
7 町税 【税務課】				・町税 現年徴収率 99.1% 滞納徴収率 14.6%	R10年度実績 99.4% 25.0%					29.9	
8 国民健康保険料 【保険年金課】		町税及び保険料負担の公平性及び町歳入の確保を図る。		・国民健康保険料 現年徴収率 94.8% 滞納徴収率 5.0%	R10年度実績 96.2% 18.0%					92.4	
9 介護保険料(普通徴収) 【高齢福祉課】				・介護保険料 現年徴収率 95.5% 滞納徴収率 5.3%	R10年度実績 96.5% 21.0%					8.9	
10 保育料・学童保育料(おやつ代含む。) 【子育て支援課】		各種使用料及び負担金等の負担の公平性及び町歳入の確保を図る。		・保育料 現年徴収率 100.0% 滞納徴収率 30.1%	R10年度実績 100.0% 32.4%					0.5	
11 学校給食負担金 【学校教育課】				・学校給食負担金 滞納徴収率 0%	R10年度実績 36.2%					1.1	

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール(年度)				目標効果額 (百万円) 6~10年度	
			効果額(百万円)					
			R6	R7	R8	R9		
12 町営住宅使用料 【建築課】		<p>・町営住宅使用料 R5年度実績 現年徴収率 99.6% 滞納徴収率 ※ 38.8%</p> <p>※特殊要因のない令和4年度実績(12.6%)を基準に目標を定めている。</p>	実施				0.5	
13 下水道使用料 【下水道課】		各種使用料及び負担金等の負担の公平性及び町 歳入の確保を図る。	実施				1.2	
14 下水道受益者負担金 【下水道課】		<p>・下水道使用料 R5年度実績 現年徴収率 99.3% 滞納徴収率 19.2%</p> <p>・下水道受益者負担金 R5年度実績 現年徴収率 85.8% 滞納徴収率 0.1%</p>	実施				3.3	
15 大阪府域地方税徴収機構への参加 【税務課・保険年金課】		<p>大阪府域地方税徴収機構へ職員を派遣し、個人住民税 をはじめとした地方税の滞納整理を推進することことで、更 なる徴収率の向上に努める。また、徴収事務に関する知 識やノウハウを得ることで徴収事務の強化を図る。</p> <p>・町税(滞納) ・国民健康保険料(滞納) ・目標徴収率 7.0% ・目標徴収率 4.0% ※本項目にかかる目標徴収率は、項目7町税(滞納)及 び項目8国民健康保険料(滞納)の目標徴収率に含まれ ない。</p>	実施				6.3	

(2) 受益者負担の適正化

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール(年度)				目標効果額 (百万円) 6~10年度	
			効果額(百万円)					
			R6	R7	R8	R9		
16 動物炉運営に伴う火葬場使用料の 改正 【生活環境課】		受益者の負担水準の検討及び公平性の確保を図 る。	検討				0.3	

(3) 新たな財源の確保

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール(年齢)				目標効果額 (百万元) 6~10年度
			R6	R7	R8	R9	
17 新たな収入の確保 【各課共通】	広告収入、ふるさと納税の確保を図る。	路線バス、公用車、各種印刷物等への広告掲載を検討する。また、ふるさと納税(企業版ふるさと納税含む)の確保を図るため、広報活動の強化や謝礼品の充実を図る。	実施				275.6
18 普通財産の適切な管理 【総務課】	現有的普通財産の現状把握、遊休財産(普通財産・法定外公共物など)の処分を実施する。	遊休財産の実態調査及び処分を実施する。	検討	実施	62.1	62.1	62.1
19 財産区締入金の確保 【総務課・財政改革課】	投資的事業等に係る財産区締入金を確保する。	自治区要望等を踏まえ実施する投資的事業等に係る財源として、財産区管理会の理解を得て、当該事業相当分の繰入金を確保する。	実施	—	—	1.5	15.2
20 新たな公金運用の実施の検討 【会計課】	公金運用について、從来は定期預金による運用を行つて来たが、新たに債券運用に關する検討を行い実施することで、更なる財源確保に努める。	新たに公金運用方針を定め、安全性の確保を図つたうえで、効率的な債券運用を実施する。	実施				202.8

4. 定員・給与の適正化

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール(年度) 効果額(百万円)				目標効果額 (百万円) 6~10年度			
				R6	R7	R8	R9	R10	R10	R10	R10
21	職員定数の抑制 【人事担当】	新たな定員管理計画を策定し、職員数の抑制を図る。	新たな定員管理計画の策定を実施する。また、策定された定員管理計画を基に暫定再任用職員や会計年度任用職員等の適正配置を行う。	実施							127.4
22	特別職の報酬カットの継続 【人事担当】	行政改革の推進に資するため報酬カットを引き続き実施する。	町長・副町長・教育長の報酬カット(15%)を、引き続き実施する。	実施							37.5
23	管理職手当カットの実施 【人事担当】	行政改革の推進に資するため管理職手当カットを改めて実施する。	理事の管理職手当額の見直しを行ったうえで、全体の管理職手当カット(10%)を、改めて実施する。	検討	実施						9.2
24	時間外勤務の適正管理 【人事担当】	時間外勤務について管理職による更なる適正管理を行う。	ノード業デーの実施徹底や管理職による業務の適正管理を行い、時間外勤務の抑制を図る。	実施							29.5

5. 人事制度の見直し

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール(年度) 効果額(百万円)				目標効果額 (百万円) 6~10年度			
				R6	R7	R8	R9	R10	R10	R10	R10
25	会計年度任用職員の配置基準の見直し 【人事担当】	会計年度任用職員の配置基準について、暫定再任用職員の活用等を含めた適正な配置基準を策定し、適正配置を図る。	会計年度任用職員(一般事務補助等)の配置基準ややり方を明確にし、臨時的な業務については部配置等を検討することにより効率的時間の削減を図る。	検討	実施						140.8

改革項目(事業) 【所属】		今後の事業の方向性	見直しの概要	実施年度スケジュール(年度) 効果額(百万円)				目標効果額 (百万円) 6~10年度			
				R6	R7	R8	R9	R10	R10	R10	R10
	合 計			112.0	232.6	220.3	264.7	284.5	1,114.1		
うち普通会計				103.4	216.4	198.0	229.5	247.7	995.0		
うち特別会計等				8.6	16.2	22.3	35.2	36.8	119.1		

(1)－2 行財政改革項目一覧<目標効果額を定めていないもの>

1. 施策・事務事業の見直し		(1) 施策・事務事業の見直し	
改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要	
1 路線バス運営方法の検討 【生活環境課】	町直営による運営方法を堅持しつつ、効率的な運行方法の検討を行う。	基本路線の運行本数、支線の運行方法の見直しを行い、利用者のニーズに沿った運用を行う。また運用面でのコストを考慮したうえでEVバスの導入についても検討する。	
2 契約制度の再点検 【各課共通】	随意契約制度の適切運用を図る。	随意契約には、複数の業者から見積りを徴する等、市場価格の調査・見積書の精査を行い、適正な価格での契約を行う。	
3 公用車の適正台数の見直し 【総務課】	公用車の効率的な利用を促進する。	公用車の適正な台数を把握した上で、公用車の使用年数や走行距離、修繕の状況等により必要に応じて車両の更新を行う。	
4 システムの標準化 【デジタル推進課】	国の補助金を活用し、現行のシステムを標準基準システムに移行する。	国が示す標準化対象の20業務に係る自治体情報システムについて、標準基準システムへの移行を行い、自治体ごとの情報システムの差異の解消へ向けて取組むことで、自治体運営の効率化や運用コストの削減、システムベンダー間の競争の促進を図る。	

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
5 【各課共通】 各種団体補助金・負担金の点検	各種団体に対する負担金及び補助金の適正な支出を図る。	全ての負担金・補助金について「補助金制度の見直しに関する基本方針」に基づき見直しを行う。特に、補助の効果等について確認を行うとともに形骸化した補助金について今後の方針性を検討する。
6 【財政改革課】 事務事業評価制度の見直し	事務事業評価制度を定着させる。	統一的な基準による地方公会計制度によって作成された財務書類等を活用し、他団体との比較・分析を行うとともに事務事業について「必要性・効率性・効果・公平性」の観点から評価する。
7 【各課共通】 事務処理マニュアルの策定	事務処理の効率化、簡素化を図る。	定型業務を中心とした業務手順書の作成を行う。
8 【各課共通】 文書管理の適正化	文書の適正な管理を行う。	令和6年度より運用を開始している文書管理システムを活用した適正な文書管理を行うことにより、適切な文書の保存及び情報公開事務の円滑化を図る。
9 【各課共通】 指定管理者の管理運営状況の評価	指定管理者制度の適切な運用を図る。	指定管理者制度を導入した施設について、その管理運営内容を評価するとともに運用を図る。

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
10 ごみの減量・分別への取組み 【生活環境課】	ごみの減量・分別に関する啓発活動に取組み、ごみ処理に係る経費の抑制を図る。	住民が所有している不要品について、民間企業と連携し、買取店に無料で査定依頼・買取をしてもらうサービス「おいくら」を提供し、不要品のリユースを推進する。小・中学校においては、ごみ処理や環境問題に民間企業と連携した出前講座を実施し、家庭における資源ごみの分別・ごみの減量化の啓発を行う。また、公共施設等における更なるごみの削減や分別に取組む。
11 循環型社会形成への取組み 【生活環境課】	家庭などから排出された廃食用油をSAF (Sustainable Aviation Fuel)の製造原料として、製造企業に売却する等、循環型社会の形成に取組む。	給食調理で発生した廃食用油を企業へ売却するとともに、各家庭から発生した廃食用油について斤舎内に回収ステーションの設置を行う。その後、各地区への増設を行い、町全体での取組を目指す。

(2) 特別会計等繰出金の再点検

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
12 下水道事業会計繰出金 【下水道課】	独立採算制の主旨を踏まえ、一般会計からの繰出金に頼らない運営を目指す。	下水道事業における建設事業の減額、負担金一括納付奨励金及び接続補助金等の再点検を行う。
13 国民健康保険特別会計繰出金 【保険年金課】	一般会計からの基準内繰出金の範囲内で保険事業の運営を目指す。	徴収率の向上による財政基盤の強化を図るとともに、効果的な保健事業を行うことにより一般会計からの繰出金の抑制を図る。

(3) 広域行政の推進

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
14 し尿処理の広域化の検討 【生活環境課】	人口減少等によるし尿の排出量の減少等、今後のし尿処理施設の効率的な実施の観点から広域化を引き続き検討する。	し尿処理施設の延命化を図りつつ、近隣市町との広域化を引き続き検討する。

2. 公共施設の見直し

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
15 幼保連携型こども園に向けた検討 【子育て支援課・学校教育課】	子ども・子育て支援法に基づく、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ、幼保連携型こども園の移行を視野に検討する。	岬町子ども・子育て支援事業計画の教育・保育の一体的提供の推進に向けて、幼保連携型こども園の移行を視野に、子どもや保護者の視点に加え、施設・設備の相互活用や職員の年齢構成の偏りの緩和なども含め総合的に検討する。
16 淡輪公民館の管理運営 【生涯学習課】	現行施設の管理運営方式の見直しを行う。併せて、他の施設との統合等を含めて施設の在り方を検討する。	岬町公民館・図書館等整備事業を進め、施設の整備について、検討を進める。また、民間活力の活用についても検討を行う。

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
17 文化センターの管理運営 【生涯学習課】		現行の管理運営方式を継続しつつ、新たな管理運営方式を検討する。
18 青少年センターの管理運営 【生涯学習課】	現行施設の管理運営方式の見直しを図りながら事業を継続する。	
19 こぐま園の管理運営 【子育て支援課】		児童遊園の有効活用の検討及び未活用公園の処分に向けた取り組みを行う。
20 児童遊園の管理 【子育て支援課】	児童遊園の有効活用を図る。	

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
21 既存施設の統廃合の検討 【各課共通】	給食センターと保育所給食調理の一部統合 施設の利用状況や余裕状況等を把握し、統廃合を検討する。	少子化の状況を把握し、現状設備における老朽化を踏まえ、大量調理設備の特性を活かし、保育所給食(3~5歳児)の統合を検討する。 公共施設等総合管理計画を踏まえ、利用頻度の低い施設等については、積極的に廃止に向けて検討を進める。
3. 財政基盤の強化		
(1) 受益者負担の適正化		
改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
22 全庁的な使用料・手数料の見直し 【各課共通】	受益者の負担水準の検討及び公平性の確保を図る。	各使用料・手数料について、受益と負担の公平性を確保する観点に立ち、継続的な運営改善努力と適正な受益者負担の原則に則り料金の見直しを行う。

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
23 学童保育料の改正 【子育て支援課】	近隣自治体の動向を踏まえ、負担水準のあり方を検討し、見直しを図る。	
24 下水道使用料の改正 【下水道課】	汚水処理施設の維持管理費及び資本費にかかる経費の負担水準の在り方を検討し、見直しを図る。	
25 漁業集落排水事業使用料の改正 【下水道課】	汚水処理施設の維持管理費及び資本費にかかる経費の負担水準の在り方を検討し、見直しを図る。	受益者の負担水準の検討及び公平性の確保をする。
26 臨時ごみ収集運搬手数料の改正 【生活環境課】	臨時ごみ収集経費に対する負担水準のあり方を引き続き検討し、見直しを図る。	
(2) 新たな財源の確保		
改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
27 新税創設の検討 【税務課】	都市計画税の導入に向けた課題の整理など検討を行う。	下水道事業の推進を考慮し、都市計画税の導入に向けた課題の整理などの検討を行う。

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
28 町有施設のネーミングライツ実施の検討 【各課共通】	本町が所有する既存施設や今後新たに整備される施設においてネーミングライツの実施について検討していく。	既存施設において、ネーミングライツの実施が可能な施設の洗い出しを行い、実施が可能な場合にまずは運用に關するガイドラインを策定し運用を図る。
29 庁用備品等のフリーマーケット出品による収入の確保 【各課共通】	不要となった備品等をフリマアプリで販売することで処分費の削減を図る。	メルカリリッシュップ等を使った備品の販売に向け、運用方針等について検討を行う。
30 収納事務の再点検 【各課共通】	住民の利便性を図るため納付方法の多様化を検討する。	QRコード決済等による収納制度について、コスト状況等を踏まえたうえで導入を検討する。
5. 人事制度の見直し		
改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
31 町組織の再構築 【人事担当】	新たな課題に的確に対応する機能的な組織の構築を検討する。	現行組織のフラット化及びグループ制の導入を検討しながら、時流に応じた機能的な組織の構築を行い、効率的な組織運営を図っていく。

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
32 時代の流れに対応できる職員を育成する職員研修制度の拡充 【人事担当】	職員の意識改革を図り、時代の流れに対応できる職員を育成する研修制度を策定する。	職員が自発的に研修を受講し、資質の向上が図られる研修制度に見直しを行う。
33 人事評価制度の導入 【人事担当】	職員の意識改革を図り、職員のやる気を高める人職事評価制度を実施する。	評価制度を整備し、昇給・勤勉手当・昇任・昇格・配置等に反映する制度を導入することにより、組織全体の士気、公務能率率の向上を図ることにより住民サービスの向上に繋げる。また、評価方法についても上司の管理能力等を課員が評価できる等、柔軟な方向性について検討する。
34 職員提案制度の再点検 【人事担当】	職員の意識改革を高める制度の再構築を図る。	現行の職員提案制度は職員個人が提案するには敷居が高い要素もあることから課題であるため、職員誰もが気軽に提案できる制度となるよう見直しを行う。
35 外部人材の職員登用 【人事担当】	外部人材の有効活用を図り、住民サービスの向上と経費の抑制を図る。	専門知識を有する臨時的な職について、外部人材を任用する短時間勤務職員などに活用を図る。なお、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期は5年を限度とする。
36 暫定再任用制度の活用 【人事担当】	暫定再任用職員に応じ、適正配置を図る。	暫定再任用職員について、長年培ってきた知識や経験個々の能力に応じ、適正配置を行なう。

6. 公債費比率の引下げ

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
37 投資的事業の計画的な実施 【各課共通】	財政状況を考慮し投資的事業の計画的な執行を図る。	実質公債費比率の抑制を考慮し、国等の補助金や交付税措置などの財政支援のない事業の抑制を図る。

7. 行財政状況等の公表・住民との協働の推進

改革項目(事業) 【所属】	今後の事業の方向性	見直しの概要
38 住民への情報提供の充実 【各課共通】	行政の透明性の向上及び住民への情報提供の充実などにより、住民参加のまちづくりを推進する。	見やすく、読みやすい広報誌・ホームページへの転換を図るとともに公式LINEや公式インスタグラム等、新たな媒体を活用した情報発信も充実させていく。また、パブリックコメント制度の推進や町政報告会の定期的な開催など住民参加のまちづくりを推進する。
39 情報公開制度の総合的な推進 【各課共通】	行政の透明性の向上を図るため情報公開制度の総合的な推進	文書管理システムを活用した迅速な情報公開の徹底、審議会等の会議の公開など住民参加のまちづくりを推進する。
40 統一的な基準による地方公会計の取組 【財政改革課】	従来から公表している統一的な基準による地方公会計制度によって作成された財務書類について、引き続き本町の財政状況についてわかりやすく「見える化」を行うことで、住民の理解・協力を得ながら、健全な財政運営を行っていく。	作成された財務書類について、誰もが見やすく・わかりやすい内容で情報発信することで、財政の透明性・住民への説明責任を果たすとともに住民との協働のまちづくりを推進する。

(2) 今後の財政収支見通しに関する算出基礎

大前提		財政収支見込については、現行制度が維持継続されるものとして算出している。 新型コロナウイルス対策・物価高騰対策等の特殊要因については控除した。
歳入	町税	【個人町民税】均等割・所得割：▲0.7%・▲0.3% 5年平均伸び率を採用。 【法人町民税】R5決算額で固定し推移させた。 【固定資産税】土地：▲4.1% 家屋：▲0.1% 償却：0.6% 5年平均伸び率を採用。 【軽自動車税】毎年2.2%の増加を見込む。 【町たばこ税】毎年0.9%の増加を見込む。
	譲与税・交付金	R5決算額で固定し推移させた。
	地方交付税	【普通地方交付税】：R5普通地方交付税額に対して、町税減少額の75%を見込み推移させた。 今後発行見込みも含めた過疎対策事業債の元利償還金の交付税算入分を加算した。 (元利償還額の70%) 【特別地方交付税】：R5決算額で固定し推移させた。
	国・府支出金	普通建設事業：(4) 主な投資的事業(予定)一覧をもとに推移させた。
	臨時	
	経常	扶助費等の歳出の増加率に比例して見込む。
	寄附金	R5決算額で固定し推移させた。
	繰入金	財政調整基金：財源不足額を把握するため、取崩しは見込まない。 その他の目的基金：R5決算額を参考にR6年度以降に反映した。
	地方債	普通建設事業：(4) 主な投資的事業(予定)一覧をもとに反映させた。
	その他	R5決算額を参考にR6年度以降に反映した。
歳出	人件費	R5決算額をもとに、それ以降は定年退職時に退職補充を実施する前提で試算。毎年2.03%の増加を見込み、定年退職予定者の退職金を積算し反映した。また、人事院勧告による月例給・賞与引き上げ等の影響を加算した。
	扶助費	障害給付：毎年2.5%の増加を見込む。 その他：R5決算額で固定し推移させた。
	公債費	R5までの既発行分にR6起債発行見込み、R7以降は(4) 主な投資的事業(予定)一覧より発行予定額を積算し元利償還金を推移させた。
	物件費	R5決算額を参考に、R7・R9年度に予定されている町長選挙・町議会選挙費を直近の実績額より加算して推移させた。 光熱水費や委託料、使用料等については、原油価格の高騰や物価高騰の影響を考慮し増加を見込む。 その他については、R5決算額で固定し推移させた。
	補助費等	R5決算額を参考に推移させた。また、R7・R9年度に予定されている町長選挙・町議会選挙費を直近の実績額より加算して推移させた。
	繰出金	下水道事業：R6年度に企業会計に移行・資本費平準化債の拡充等を考慮し今後の繰出金を試算した。 国民健康保険：事務費=R5決算額に毎年2.03% (人件費と同様)、その他=R5決算額で固定し推移させた。 その他の繰出金：R5決算額を参考にR6年度以降に反映させた。
	普通建設事業	(4) 主な投資的事業(予定)一覧をもとに反映させた。
	その他	R5決算額を参考にR6年度以降に反映させた。(財政調整基金は除く)

(3) 今後の財政収支見通し額（改革前）

単位：百万円

	R6	R7	R8	R9	R10
歳入	町税	1,804	1,773	1,762	1,759
	譲与税・交付金	505	505	505	505
	地方交付税	2,527	2,631	2,669	2,687
	国・府支出金	1,657	1,759	1,596	1,403
	寄附金	249	249	249	249
	繰入金	328	330	288	271
	地方債	328	330	391	185
	その他	381	315	314	314
	歳入合計	7,779	7,892	7,774	7,373
歳出	義務的経費	3,637	3,767	3,742	3,706
	人件費	1,904	2,028	2,019	1,982
	うち退職手当	60	76	61	6
	扶助費	1,039	1,054	1,069	1,084
	公債費	694	685	654	640
	物件費	1,311	1,328	1,338	1,356
	補助費等	532	527	523	525
	繰出金	1,215	1,226	1,230	1,239
	下水道事業会計	197	195	192	192
	国民健康保険特別会計	257	258	259	260
	その他繰出金	761	773	779	787
	普通建設事業費	803	831	665	242
	その他	406	406	406	406
	歳出合計	7,904	8,085	7,904	7,474
差引（歳入－歳出）		▲ 125	▲ 193	▲ 130	▲ 101
					▲ 128

(4) 主な投資的事業(予定)一覧

事業名	R 6			R 7			R 8			R 9			R 10		
	事業費	支出金府	地方債	その他	一般	事業費	支出金府	地方債	その他	一般	事業費	支出金府	地方債	その他	一般
車両購入事業										1	3			3	6
火葬場改修事業	6	6						6		6			6		6
ごみ処理施設基幹的設備改良事業															18
し尿処理施設改修事業															※
深日墓地法面改修事業	19	19	6		6	6	19		19						38
林道整備事業	7	4	3		24	10	4	10			6	2	4		44
農業公園整備事業															37
海釣り公園整備事業	4			4	5		5		5		7	10	10		31
道の駅みさき周辺整備事業	4		4	1		1					7				5
町道岬海岸番川線整備事業	3	2	1	5	4	1									8
町道西畠線整備事業	7	4	3	13	7	6				91	51	40	50	28	22
町道畠山線安全対策事業	7		7							43	21	22	55	27	28
町道宮下連絡線整備事業	10	5	4	1	8	4	4			27	13	14	55	27	28
町道舗装修繕事業	28	28			30	30				28	28		28	28	142
(仮称)町道美崎苑連絡線整備事業															27
橋りょう改修事業	43	24	19		77	42	35			33	18	15	18	10	8
西川護岸改修事業	5		5		5		5			7		7	7	7	31
町営住宅長寿命化事業	234	117	117		234	117	117			350	175	175	7	7	818
町営住宅改修事業	4			4	4		4			4	7		7	7	29
町営住宅除却事業										1	1	1	1	1	3
コミュニケーションバス購入										30	30	30	30	30	60
多奈川地区多目的公園芝生広場改修事業	11		11												11
消防車両購入事業	3		3							10		10		20	33
小学校改修事業	1			1		19				18	1		1		20
中学校改修事業	2				2	1				1	2		2		5
給食センター整備事業	4		4							4		4			8
岬町公民館・図書館等整備事業															※
多奈川地区多目的公園災害復旧費	305	253	42	9	1	300	250	41	9						605
町道西畠線整備事業(R5線越分)	23	13	10												23
橋りょう改修事業(R5線越分)	17	9	8												17
小学校防犯対策事業費(R5線越分)	6	3	1	2											6
中学校防犯対策事業費(R5線越分)	4	2	2												4
その他	46	4	10	11	21	72	2	29	17	24	16	1	0	15	167
合計	803	438	271	66	28	831	445	289	67	30	665	242	66	144	2,784
										7	25	243	71	136	10
															26

※「ごみ処理施設基幹的設備改良事業1、「農業公園整備事業」、「岬町公民館・図書館等整備事業」については、事業費が見込めていなかっため計上していない。

(5) 今後の公債費の推移に関する資料

起債償還表

		令和6年度償還額						令和7年度償還額						令和8年度償還額						令和9年度償還額						R9末現在高					
借入年度	借入額	R5末現在高	元金	利子	計	R6末現在高	元金	利子	計	R7末現在高	元金	利子	計	R8末現在高	元金	利子	計	R9末現在高	元金	利子	計	R10末現在高	元金	利子	計						
既発行分	合計	7,284	670	24	694	6,634	664	19	683	5,970	631	16	647	5,339	609	14	623	4,730	567	12	579	4,163									
R6発行分		308				308	0	2	2	308	1	3	4	307	6	3	9	301	29	2	31	272									
R7発行分		330								330	0	3	3	330	0	4	4	330	6	4	10	324									
R8発行分		391												391	0	4	4	391	3	4	7	388									
R9発行分		185																185	0	2	2	185									
R10発行分		177																					177								
計		1,391	0	0	0	308	0	2	2	638	1	6	7	1,028	6	11	17	1,207	38	12	50	1,346									
総合計		7,284	670	24	694	6,942	664	21	685	6,608	632	22	654	6,367	615	25	640	5,937	605	24	629	5,509									

(6) 項目別目標徴収率一覧(年度別)

(単位: %)

項目	区分	第4次				
		R6	R7	R8	R9	R10
町税	現年	99.2%	99.2%	99.3%	99.3%	99.4%
	滞納	16.7%	18.8%	20.8%	※ 22.9%	※ 25.0%
国民健康保険料	現年	95.1%	95.4%	95.6%	95.9%	96.2%
	滞納	7.6%	10.2%	12.8%	※ 15.4%	※ 18.0%
介護保険料 (普徴)	現年	95.7%	95.9%	96.1%	96.3%	96.5%
	滞納	8.4%	11.6%	14.7%	17.9%	21.0%
保育所保育料	現年	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	滞納	30.6%	31.0%	31.5%	31.9%	32.4%
学童保育料 (おやつ代含む)	現年	99.6%	99.7%	99.8%	99.9%	100.0%
	滞納	35.4%	36.6%	37.7%	38.9%	40.0%
学校給食負担金	現年	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	滞納	7.2%	14.5%	21.7%	29.0%	36.2%
町営住宅使用料	現年	99.6%	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%
	滞納	12.8%	13.0%	13.2%	13.4%	13.6%
下水道使用料	現年	99.4%	99.5%	99.5%	99.6%	99.7%
	滞納	19.4%	19.5%	19.7%	19.8%	20.0%
下水道 受益者負担金	現年	88.0%	90.2%	92.4%	94.6%	96.8%
	滞納	4.1%	4.6%	5.1%	5.6%	6.1%
大阪府域地方税徴収機構への参加 (町税)	現年					
	滞納				7.0%	7.0%
大阪府域地方税徴収機構への参加 (国民健康保険料)	現年					
	滞納				4.0%	4.0%

※町税及び国民健康保険料の目標徴収率(滞納)のうちR9、R10については大阪府域地方税徴収機構への参加による徴収率の向上分[町税7.0%、国民健康保険4.0%]を含んでいない。

(7)用語の解説

項目	説明
あ 一般財源	財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。
基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するためのもの。
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する比率。人件費、扶助費、公債費のように毎年経常的に支出される経費に、地方税、普通交付税のように毎年経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す。 〔経常経費充当一般財源／経常一般財源 × 100%〕 この比率は、70～80%に分布するのが標準的とされ、80%を著しく超える団体は、財政構造が硬直化しており、経常経費の抑制に努める必要がある。
か 繰出金	普通会計と特別会計または公営企業会計との間または特別会計の相互間で支出される経費。
GX(グリーン・トランスフォーメーション)	2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組みを経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた、経済社会システム全体の変革。
公共施設整備基金	公共施設の整備及び公共施設の適切な維持管理に充てるために積み立てられた基金。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた基金。
さ 実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。この比率が18%を超えると地方債の発行に国の許可が必要となり、25%を超えると地方債の発行が制限される。
実質収支	形式収支(歳入歳出差引額)から、翌年度に支出しなければならない額(繰越明許費繰越額など)を差し引いた決算収支をいう。
DX(デジタル・トランスフォーメーション)	デジタル化(デジタル技術を活用したサービス導入)にとどまらず、業務や組織の改善を行い人々の生活をより良いものへと変革する取組。
投資的事業	支出の効果が、資本形成に向けられた事業。
特定財源	財源の使途が特定されているもの。
特別会計	町が特定の事業を行う場合に、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区別して個別に処理する必要がある場合において設置することができる会計。
標準財政規模	地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模をいう。
は 普通会計	地方財政に関する各種統計などに用いられる会計であり、一般会計に公営事業会計を除く各種の特別会計を合算し、重複額を控除して純計額として表現したもの。本町では、一般会計イコール普通会計となっている。
普通交付税	地方公共団体が等しく事務を行えるよう国から交付されるもので、合理的な基準による一定の算式によって算定される。
ら 類似団体	人口及び産業構造の2つの要素が類似した団体。